

別表

節減対象農薬の使用回数に含めない農薬一覧

*節減対象農薬とは、従来の化学合成農薬から有機JAS規格で使用可能な化学合成農薬を除外したものととなります。

分類	農薬名（商品名または有効成分）	備考
平成12年1月20日農林水産省告示第59号の「有機農産物の日本農林規格」の別表2に準ずる。		
有機農産物の日本農林規格別表2以外の農薬	ポリオキシシン、カスガマイシン、バリダマイシン	有効成分の原材料が化学合成でなく、製造行程においても化学的な処理がなされていないことを高知県が確認したもの
	エチレン	特定防除資材

(注) 混合剤のうち、別表に記載された農薬成分を含むものは、節減の対象外とすることができる(例: カスガマイシン・銅水和剤の場合、カスガマイシンは有効成分が化学合成でない、銅水和剤は別表に記載があるため、成分カウント数は0回となる)。